

## 「第12回円空大賞展」の印刷物デザイン及び製作業務プロポーザル募集要項

岐阜県では、「第12回円空大賞展」の印刷物デザイン及び製作業務を民間企業等に委託します。ついで、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集します。

### 第1 募集の内容

#### 1 委託業務名

「第12回円空大賞展」の印刷物デザイン及び製作業務委託

#### 2 業務内容等

別紙「第12回円空大賞展」の印刷物デザイン及び製作業務仕様書のとおり

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和7年1月17日（金）までの間

#### 4 委託費の上限

2, 524, 896円（消費税及び地方消費税を含む）

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という）であって、以下の（1）から（10）までの条件を満たすものとする。

（1）日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（3）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（4）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第199条第1項もしくは第2項又は第200条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) プロポーザル参加申し込み時点で、過去 3 年間、県税等の租税公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (10) 過去 3 年間に 5 件以上、美術館における印刷物（ポスター、チラシ及び図録）のデザイン及び製作実績があること。

## 2 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項目	日程
ア 募集要項等の公表・配布	令和 6 年 5 月 7 日（火）～令和 6 年 6 月 5 日（水）
イ プロポーザル参加申込書受付	令和 6 年 5 月 7 日（火）～令和 6 年 6 月 5 日（水）
ウ 募集要項等に関する質問受付	令和 6 年 5 月 7 日（火）～令和 6 年 6 月 5 日（水）
エ 企画提案書受付期間	令和 6 年 5 月 7 日（火）～令和 6 年 6 月 14 日（金）
オ プロポーザル評価会議	令和 6 年 6 月 20 日（木）
カ 評価結果の通知・公表	令和 6 年 6 月 27 日（木）

### (2) 募集要項等の公表・配布

- ア 配布日時 令和 6 年 5 月 7 日（火）～ 令和 6 年 6 月 5 日（水）  
午前 8 時 30 分～午後 5 時
- イ 配布場所 岐阜県県民文化局文化創造課（岐阜県庁 9 階）  
〒500-8570 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

### (3) プロポーザル参加申込書の受付

- ア 受付期間 令和 6 年 5 月 7 日（火）～ 令和 6 年 6 月 5 日（水）  
午前 8 時 30 分～午後 5 時
- イ 提出方法 企画提案参加希望者は、プロポーザル参加申込書（別紙 1）を岐阜県庁まで持参又は郵送にて提出してください。
- ウ その他 参加申込者に対し、デザインデータを提供します。提供したデザインデータを

用いて、2（5）のデザイン案を作成してください。

（4）募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間 令和6年5月7日（火）～令和6年6月5日（水）

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙2）を文化創造課宛に郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

岐阜県県民文化局 文化創造課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 Fax:058-278-3529

電子メールアドレス [c11146@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11146@pref.gifu.lg.jp)

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上にて公開します。

（5）企画提案書等、書類の受付

ア 受付期間 令和6年5月7日（火）～ 令和6年6月14日（金）

※午後5時を締め切りとします。

イ 提出書類と提出部数

（ア）企画提案書（様式1）10部（原本1部、副本9部）

（イ）法人概要書（様式2）10部（原本1部、副本9部）

（ウ）過去の実績を示す実例（デザイン・製作したポスター、チラシ、図録等）

（エ）第12回円空大賞展デザイン案（実寸大のもの）各1部

・ポスター

・チケット

・図録表紙

（オ）見積書（様式自由）10部（原本1部、副本9部）

（カ）誓約書（様式3）1部

ウ 提出方法

・文化創造課文化創造係まで持参又は郵送により提出してください。

・郵送の場合も、令和6年6月14日（金）必着となります。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

エ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 「第12回円空大賞展の印刷物デザイン・製作業務プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (エ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (オ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (カ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (ク) 募集要項に違反すると認められる場合
- (ケ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

ウ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

カ その他

- (ア) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- (イ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (ウ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を文化創造課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県民文化局 文化創造課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 Fax:058-278-3529

電子メールアドレス c11146@pref.gifu.lg.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に「第12回円空大賞展」の印刷物デザイン及び製作業務」と記したうえで、内容を簡潔に明記してください。

### 第3 評価に係る事項

#### 1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「第12回円空大賞展の印刷物デザイン・製作業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準（別添1）に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し選定します。構成員の評価点は、評価結果集計表で集計します。

#### 2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時 令和6年6月20日(木)

(2) 開催場所 岐阜県シンクタンク庁舎 3-2会議室

#### 3 評価項目及び評価内容

別表のとおり

#### 4 最優秀提案者の選定方法

評価会議構成員による提案者ごとの評価点を比較し、順位点を付与する。順位点の合算が最高点の者を、県の事務の最も合致した企画・技術的能力等を有する事業者（以下「最優秀提案者」という。）として選定する。また、必要に応じ、次点者を選定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。なお、順位点及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。

また、提案者全員について評価会議構成員の各評価点の合算が基準点に満たないときは、理由を付して最優秀提案者を選定しないことができる。この場合において、事業を実施するときは、再度公募するものとする。

#### 5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合や提案者がない場合には、再度公募を実施します。

## 6 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を岐阜県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
  - ② 全提案者の名称（申込順）
  - ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
  - ④ 最優秀提案者の選定理由
  - ⑤ 評価会議構成員の氏名
  - ⑥ その他、最優秀提案者とお契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額を公表します。

## 第4 契約の締結

選定した最優秀提案者を契約候補者として県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

## 第5 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができます。

### (3) 個人情報の取扱

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和5年岐阜県規則第23号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いを十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

### (4) 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、「岐阜県セキュリティポリシー」（岐阜県情報セキュリティ基本方針及び対策基準）及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守してください。

### (5) 著作権等に関すること

別記3「著作権等取扱特記事項」に基づき、関連法令等を遵守してください。

### (6) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、本業務委託仕様書に特段の定めがあるほか、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以

外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければなりません。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託事業を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければなりません。また、関係者等及び再(々)委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとします。

#### (7) 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができます。

### 第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

#### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

#### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

### 第7 その他

- (1) 最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。
- (2) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

### 第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県民文化局文化創造課：高木 永悟 山本 亜希 Tel：058-272-8493 / Fax：058-278-3529 電子メールアドレス： <a href="mailto:c11146@pref.gifu.lg.jp">c11146@pref.gifu.lg.jp</a>
---